ID:　98

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料及び手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市歯科センターの管理に関する条例　第4条第1項及び第2項
例規番号	平成22年条例第22号

【根拠条文】

（使用料及び手数料）

第4条　歯科センターにおいて診療を受ける者からは、次の各号により算定した額を使用料として徴収する。

(1)　健康保険法(大正11年法律第70号)その他法令による療養の給付を受ける者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による療養の給付を受ける者については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。)により算定した額

(2)　前号に規定する者以外の者については、診療報酬算定方法に定める点数表の1点当たり単価20円を超えない範囲において規則で定める額

2　診断書、証明書等を交付するときは、次に掲げる額を手数料として徴収する。

(1)　一般診断書(1通につき)

ア　普通診断書　1,500円

イ　死亡診断書　2,000円

ウ　その他の診断書　1,500円

(2)　生命保険・年金関係診断書(1通につき)　3,000円

(3)　自動車損害賠償責任保険関係診断書、明細書(1通につき)　3,000円

(4)　証明書(1通につき)　1,000円

3　前項に規定するもののほか、健康保険法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令に定める療養の給付に必要な証明書は、無料とする。

【基準】

根拠条文及び芦屋市歯科センターの管理に関する条例施行規則第4条の規定による。

（使用料の額）

第4条　条例第4条第1項第2号の規則で定める額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に定める点数表の1点当たり単価15円(交通事故の場合は20円)として算定した額とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日